

議第6号議案

インボイス制度の実施中止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和4年6月14日提出

提出者	新座市議会議員	小野由美子
賛成者	//	笠原 進
	//	石島 陽子
	//	小野 大輔
	//	嶋田 好枝
	//	黒田 実樹

提 案 理 由

インボイス制度を実施しないよう求めるため、この案を提出する。

インボイス制度の実施中止を求める意見書

2023年10月からのインボイス制度実施に向けたインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。インボイス（適格請求書等保存形式）とは、8%と10%の税率ごとに金額をまとめた領収書・請求書のことで、税務署から発行される登録番号が記載されています。

しかし、この制度が実施されると、今まで「小規模」ゆえに消費税の納税を免除されていた年収1000万円以下の事業者が、元請けなどから課税業者になることが求められることとなります。元請けは仕入れ経費の消費税を差し引かなければ、納税する消費税額がその分膨らんでしまうからです。この結果、インボイスを発行できない小規模事業者は「取引から排除されて廃業」するか、「課税業者になって消費税を払うか」の選択を強いられることとなります。また、複数税率ごとの金額をまとめた領収書の保存や記帳、請求書の様式変更のシステム改修など多大な事務・経費も生じます。

インボイス制度の実施については、「一人親方や免税業者が取引先から排除される」（建設業）、「約9割が免税事業者」（農家）、「高齢化が進むダンプ労働者が課税業者になれば負荷がかかり廃業する」（運送、個人タクシー等）、「コロナ禍で廃業や倒産に追い込まれている文化・芸術業界にさらなる納税義務は困難」（日本エンターテイメント連盟）といった切実な声が各界から上がり、日本商工会議所や中小企業家同友会全国協議会、全国商工団体連合会など、多くの中小企業団体からも制度の導入延期・凍結・中止を求める意見表明が相次いでいます。

よって、政府におかれては、中小零細業者や個人事業者など企業の経営を守り、コロナ禍で傷ついた日本経済を立て直すために、インボイス制度の実施を中止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年 月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣 様
財務大臣 様